

# 中国農民運動に関する一考察

第一特別調査室 とみなが ふみあき  
富永 文朗

## 1. はじめに

改革・開放期の中国で特に 1990 年代以降、「三農問題」が指摘され始めた。これは農業の振興、農村の経済成長、農民の所得向上の 3 つの課題である。中でも農民については、所得向上以前の課題として地方政府による過重な税金賦課などに悩みぬいた末の抵抗運動（実力行使）が長く注目を浴びてきた。中国全国における集団による事件の総件数は 2004 年の 74,000 件から 05 年には 87,000 件に増加している（デイリー・ヨミウリ紙 05.12.26、タイム(*Time*)誌 06.3.13、『朝日新聞』平 18.8.6）。全部が農民によるものとは言えないが、農民による抵抗運動（以下「抵抗」と記す）も増加していると推測できる。その実情に少しでも近づくことは、改革・開放期の農民が置かれた環境の正確な理解に資すると考える。

この観点から本稿では、農民の抵抗の背景を見た上で、抵抗に対する地方政府による柔軟な対応の例を先行研究に探り、現指導部の成立（2004 年 9 月）後については個々の事件の概要と地方政府の対応とを報道に探ってみた。

## 2. 農民の抵抗の背景

農民の抵抗に共通する背景として地方政府の財源の問題と経済発展の影響、そして改革・開放に伴う法令整備の影響がある。

第一に、地方政府の財源の問題である。80 年代半ばから 90 年代半ばにかけて、財政請負制度（85 年）、その後、これに代えて「分税制」が導入された<sup>1</sup>（94 年）。前者は地方政府が税収の一定額を中央政府に納入し、残額を地方政府に留保するものであり、後者は税収を中央政府と地方政府で徴収段階において分離する制度である。これらの政策目的の一つは地方政府の財政自主性の高揚であった。「分税制」の規律の対象は中央政府と地方政府の筆頭である省とであり、市・県以下は対象外であった<sup>2</sup>。しかし、財政支出の責任が制度化されておらず力関係に基づく政府間交渉が行われた結果、より多くの収入が上級政府に集中し、多くの支出責任が下級政府に押し付けられた<sup>3</sup>。郷（鎮）の政府と農民の自治組織である村民委員会（中国憲法第 111 条）とにとって財源として期待できる先は郷（鎮）や村が運営する企業（郷鎮企業）を除けば農民しかない。郷鎮企業がないか、それに近い郷（鎮）や村にとっては極端な場合農民しか取立先がない。この結果、最基層の農民に負担が集中し始めた。このような経緯もあり、党中央と國務院は農民の負担の軽減と農家と地方幹部等との緊張関係の緩和を目的とする条例、すなわち農民に対する負担（税と費用）はその前年の純収入の 5% を超えてはならないとする「農民の費用負担と労務管理条例」を制定公布した<sup>4</sup>（91 年 11 月）。この条例（以下「91 年

5%条例」と記す)は地方政府による農民の負担増加強行に抗する農民側が「地方政府は中央の指令を遵守すべきだ」と反論する根拠の一つとなった。

第二に、経済発展の影響である。経済発展のために工業団地やハイテク開発区など様々な名称で区画を設置して企業を誘致する手法が採られた。道路も必要となった。これらへの対応として土地管理法が採択された(1986年、98年大幅改正)。しかし、地方政府が法令の実現に消極的であった。国務院が地方政府(省など)に向けて発した通達の中に土地管理に関する法令の厳格な執行を指示するものがある。例えば、2004年国務院通達国発第28号=「厳格な土地管理改革の深化に関する国務院の決定<sup>5</sup>」である。この決定は「土地に関する法律法規の遵守意識」、「法律に基づく土地の管理意識」の培養や高揚を謳い、「農地転用の許可権が国務院のほかは地方の省レベルの地方政府にのみ存する」点を強調している。これは土地管理法など土地に関する国の法令の実現に消極的な地方政府があることを示すものである。中国政府の公表では、1998年から2005年の間に全国で100万件超の土地の違法侵奪事件があり、これにより侵奪された土地の総面積は815,447エーカー(約3,300平方キロメートル)になるという(デイリー・ヨミウリ紙06.6.19)。侵奪された土地全部が農地であるとは言えないが、地方政府によって、農民から見れば侵奪に近い形で農地が奪われた例もかなりあることが推測できる。土地資源相は中国全土における土地収用案件の1/3超には地方の党政府職員の違法な行為が絡んでいると記者会見(06.6.23)で言明した(デイリー・ヨミウリ紙06.6.29)。また、経済が発展するにつれて、公害が発生し、農民の健康に影響する例が増加してきた。さらに、鉱物資源価格の高騰もあって、希少鉱物が埋蔵されている山林地域で採掘、選鉱が法的手続き無視で行われるようになった。経済発展を期待する地方政府が経済重視の観点から環境保全に配慮せず、その結果、大気汚染、水質汚染など農民の健康に深刻に影響する事件が多くなってきた。経済発展は役人による腐敗の増加も伴った。当初、税金と費用などの負担増加強行が抵抗の発生原因であったが、経済発展が進むにつれ、農地の違法な収用、公害なども加わってきた。役人の腐敗増大も原因になっている。

第三に、改革・開放に伴い整備が進んだ法令の影響である。特に、権力側と被統治者側との関係を律する法令、被統治者(農民)が権力側(地方政府)を訴えることができる法令が整い始めた。これによって、紛争を平和的、法律的に解決する機会が拡大したが、意外にも新たに整備された法令に沿った解決実現の過程で農民と地方政府との対峙が高じて、紛争が発生するという例も生じてきた。05年夏に発生した腐敗疑惑の村長の解職請求事件(後述3.(2)参照)がこれに当たる。その解職請求の根拠となった改定村民委員会組織法(98年11月採択即日施行)は、それまで10年余、全国で試行されてきた村民委員会組織法を一部修正の上本格施行に移すものであり、第一に、村民委員会の主任(本稿で「村長」と記す)など役員の直接選挙の規定(82年の現行憲法111条で住民が選挙するとされていること)の法律化である)と第二に、村民による村長解職請求規定と選挙違反の責任規定を含んでいた。いずれも前例がないものである。これとは別に弁護士法も制定され(96年5月)地方政府の行動の適法・違法性を農民が判断するのに有力な助言者出現の基盤が整った。

### 3. 地方政府の対応

#### (1) 04年9月(現指導部の成立)以前

先行研究(後述参考文献(2)(3)(6)(7)、(11)、(12)、(13)など)が分析した抵抗事件の中に地方政府が柔軟な対応 - 例えば、農民の主張を一部認めるなど - をした例は少ない。その少ない例を掲げてみると、次のようになる。これらのほかはいずれも強硬な対応で終始している。

##### (ア) 四川省仁寿県の93年春 - 夏の負担軽減要求事件

この事件の第一段階の概要は次のとおりである。国道工事第一期分総費用の1/3の負担を地元省政府が農民に求める(92年11月)に際して、働ける農民一人あたり30元またはそれに見合う労働の提供とされていた負担が一部の村で一方的に40元、50元と値上げされた。加えて、負担徴収に取り組む側に粗暴な言動が顕著であった。農民に強い反発が生じ、地方政府に対する陳情が繰り返されることとなった。ついに、農民700~800人が県政府庁舎に突入した。省政府は農民側主張を一部認めて、91年5%条例に違反する部分(純収入の5%を超える負担)を無効とする旨を県政府に指示し、かつ、地元幹部に執務態度を改め農民のためになることをやるよう求めた。その後、間をおかず同地に生じた更に多数の農民による第二段階の抵抗ではこのような柔軟姿勢は見られなかったようである<sup>6</sup>。

##### (イ) 湖南省衡陽県の96年の負担軽減要求事件

ある村に負担増徴収のために村と郷との役人200人程が到来し、穀物と豚との差押えを始めたのに対してある指導者を中心に数百人の農民が抵抗した。この指導者の人気を見た地方政府側は同人を村長選挙に立候補せしめ同人が当選した。また、会計に明るい専門家も得られたことから、それ以後はこの村の村民が集団陳情を行うことはなくなった<sup>7</sup>。

##### (ウ) 江西省および湖北省の97年の負担軽減要求事件

負担軽減を求めて大規模な農民の抵抗が発生したのに対し、中央から強力な調査チームが派遣され、調査の結果、農民が国に納入した食糧の代金債務の支払い、21に及ぶ農民の負担の撤廃、抵抗した農民の責任不問などの措置が採られた<sup>8</sup>。

##### (エ) 湖南省寧郷県道林鎮の98年の負担軽減要求事件

学費軽減を求めて大規模な平和デモが開催された(98年6月)。その結果伝えられるところでは学費減額が決定された。更なる負担減額と役人による腐敗の根絶を目指して同鎮で別の機会(99年1月)に村人4,000人が政府庁舎周辺に集合し氣勢を上げた。警官1,000人と兵士500人とが出動し解散を命じた。村人が応じず、抗争が発生した。別の説では指導者逮捕をさせまいとした村人の行動を契機に抗争が発生した。官側が実力を行使、発射された催涙弾が農民1人に命中し死に至った。加害者の特定を求めて農民側は翌日デモを行ったが、解散させられた。1週間後、省都で農民200人がデモを3回実施した。この結果、60,000元が遺族に支払われた<sup>9</sup>。

#### (2) 04年9月以降

04年9月以降の個別の事件から地方政府に見られる対応上の共通点などを考察すると次のとおりである（記号A～Rは本文末尾の「農民抵抗事件一覧（2004年9月～06年7月）」におけるもの）。

第一に、警官側が撤収している例があることである（CとJ）。それまでは出動の目的である鎮圧を実現するのが常であった警官側が鎮圧未達成のまま撤収するのは異例である。前者を報じたワシントン・ポスト紙（05.6.13）の見出しは「中国人にとって稀に農民の暴動が勝利」であった。後者を報じたガーディアン紙（05.7.29）にとっても党書記の拘束と警官の撤収は予期しない事柄であつたらしく、見出しで「中国人農民が党書記を拘束」と報じ、本文で「農村の社会不安への対応につき政府の見解が分かっている徴候の中で、村人は数百人の武装警官を追い払った」と報じた。農地収用抵抗事件（M）では警官の発砲で農民3人若しくは10人～20人の死者が出た。官側は当初死者発生を否認していたが、ほどなく農民に3人の死者が生じたことを認めた。本事件では遺体を当局が管理したらしい。サウス・チャイナ・モーニング・ポスト紙（05.12.13）は遺体の返還後に「直ちに当局立ち会いで埋葬する」ことに同意すれば、遺体返還を実施し、かつ、賠償金50,000元を支払う旨当局から申し出があり、解剖による死因の明確化を要望する遺族はこれを拒否したと報じた。同じく、農地収用抵抗事件（Q）では収用手続きの再調査とゴロツキ200人が当局指示下に見える理由の説明を農民が要求し、当局はこれを承諾した。この後、農民側は抵抗の継続を中止した。このように官側の行為と農民側の行為とが対価の関係に立っているように見える結末をもたらす事件は稀である。同事件を報じたデイリー・ヨミウリ紙（06.6.29）の見出しは「ある暴動が中国で新たな天地を開く」であった。

第二に、公害抵抗事件の中に公害源企業の移転命令、操業の一時中止、地方党・政府幹部の罷免、抵抗行為の見逃しなどの結果を伴うものがあることである（C、E及びG）。このうち第三者（E）は河川汚染、大気汚染に複数の村の農民が抵抗した事件である。都合2回別々に行われた採掘場の破壊行為に対して2回とも村の党書記と村長とが抑止に出ていないことが注目される。

最後に、村長解職請求事件（L）では、改正村民委員会組織法による解職請求が焦点となった。一旦は解職請求支持の署名をした村民多数がその後署名を撤回したため、請求の成立に必要な署名を欠くことになり、失効した。署名撤回の背景に地方政府による働きかけ（署名撤回をしないと関係者の拘束がいつまでも続く）があつたと報じられた。この事件では温家宝首相が事件の渦中に事件地で幹部と協議したとも報じられた（いずれもデイリー・ヨミウリ紙 05.11.27）。首相の現地協議の報はほかの事件に見られない現象である。

#### 4. 今後の見通し

以上を通じ、地方政府の対応は04年9月以降はそれ以前におけるよりも柔軟化したと言えるのではないかと。そうでないとしても、慎重に対応しようとする姿勢があると言えよう。農民の抵抗への対応につき、中央指導部は農民重視の柔軟対応論者と強行対応論

者とに分かれているとの説もある<sup>10</sup>。確かに、最近の事件への地方政府による対応を見ても、柔軟対応と強硬対応とに分かれているように見える。06年上半期の農民による抵抗の件数が05年下半期に比べて激減したとの報道もある（デイリー・ヨミウリ紙 06.6.29）。事実としてもこの減少傾向が続くのか、ぶり返しがあるのか、もうしばらく注視する必要がある。

この点に関し、前例はどうか。地方の方針のみならず、中央の方針にも反する農民の動きが結果的に成功した例が改革・開放の始まりのころに少なくとも一度あった。ほぼ一世代前の中国中部のある村である。この地方（安徽省鳳陽県）を襲った百年に一度の干ばつ克服のため、「請負は禁止」との中央、地方政府の通達にもかかわらず、18世帯の農民の間に、農地を請け負って各世帯が責任をもって耕作することとする、また、処罰される世帯主が出た場合は参加者一同がその家族の世話を見よとの秘密裡の合意が78年11月に成立した<sup>11</sup>。嚴善平によれば、「[人民公社の]生産隊の集団労働では平均主義が横行し、分配面の悪平等などが人々の働く意欲を失わせており、農地などの資源がけっして不足しているわけではないにもかかわらず、お腹いっぱい食べることもできなかった」<sup>12</sup>。この状況を打開しようとする強い意志がもたらした合意であった。それまで、同種の試みが失敗した例が全国に1950年代後半に始まり3度ほどあった。当事者は極めて慎重に物事を進め、大豊作がもたらされた。その結果、同方式が次第に広まった。81年には全省に広がり、翌82年には全国に広がったが、8つの省では請負制は断固防ごうとの呼び掛けも続いた<sup>13</sup>ものの、その後請負制が普遍的になり、現在に至っている。

農民と党中央・中央政府と地方政府の三者の関係を見ると、今回の農民抵抗においては、91年5%条例や厳格な土地管理改革の深化に関する2004年國務院通達国発第28号（前述）などからも明らかであるが、中央は農民側に立っている。地方政府は、9億人農民の静かな声と明確な要望とに耳を傾け続ける必要があるであろう。

#### 農民抵抗事件一覧（2004年9月～06年7月）

	年月日	概要	被害	報道
A	04年10月4日	市当局による農地収用（03年10月開始）に対する異議無視に抗議し、長年耕作してきた農地でピケをはる村民（陝西省榆林市三岔（さんた）湾村）を10月4日、警官1,600人の出動で排除。抵抗側指導層6人に対し、裁判所は長期の自由刑を宣告（西安の裁判所05年1月。うち指導者1人は15年）。残り21人の処断は不明。	拘束27人。	NYT04.12.8 NYT05.1.21
B	04年11月4日	ダム（四川省雅安市漢源県）用農地収用補償の僅少と異議を無視する地方政府姿勢に農民10万人が長く納得できず。10月末以来座り込み抗議。11月4日、武装警官1万人と抗争。市党書記解任。工事暫定中止。前市党書記収賄容疑で起訴。05年9月工事再開。	怪我12人。 警官1人殉職。	DY04.11.3 WSJ04.11.5 BBC04.11.18 SCMP05.12.13

C	05年4月10日	工業団地（浙江省東陽市画溪に01年開業済み）内の工場による大気汚染、水汚染公害への対策を4年にわたり当局に要求。奏功しないため団地入り口を閉鎖（3月）4月10日、警官3,000人が配備。農民20,000人が抗議準備。抗争開始後、警官が撤収。13の工場の一部撤退を命令。	婦人2人死亡説は誤報。	WP05.6.13
D	05年4月20日	ハイテク開発区設置（四川省自貢市で93年計画採択）目的の農地収用の公正な補償を求めて長年抗議。4月20日の交渉（農民2,000人集合）中に警官700人が来襲。	5人拘束。 2人怪我。	HRIC05.4.30
E	05年4月22日 同年5月9日	業者による希少金属鉱採掘選鉱（湖南省花垣県）で生じた大気、河川汚染のため業者一掃、公害対策を県政府に何度も申し入れ。奏功せず。03年実力行使に続き、4月22日農民600人が採掘場に実力行使して破壊。村の党書記と村長は抑止せず。5月9日にも別の村の農民1,000人が破壊。同じく村の党書記と村長は抑止せず。		WP05.9.12
F	05年6月11日	既設発電所石炭灰捨て場用農地収用（河北省定州市繩油村）に抗議し03年以来現場でピケ。6月11日早朝、ショットガン、警棒、パイプなどを持った襲撃者200~300人が襲撃。緊急通報に応じて警官が来たのは約6時間後。6月13日、定州市党書記と市長を罷免。本件収用事業の取りやめと各遺族に25,000米ドル相当の支払いを7月20日に言明。前市党書記に本事件の廉で06年2月9日に終身刑言い渡し（定州市を管轄する邯鄲市裁判所）。	6人死亡。 100人怪我。	WP05.7.22 DY06.2.10
G	05年6月26日	電池製造工場（浙江省長興県）が原因で地元の児童らに鉛中毒発生。申し入れに対策をとらぬ工場に6月26日、村人600人が侵入し、従業員を監禁。工場側は15日間操業停止を言明。		<http://news.searchina.ne.jp>05.7.1
H	05年7月	農地（広東省仏山市三山港村）収用（92年事業開始）に際する収用疑惑を巡る抗議で拘束された農民数人の釈放を要求し数千人が警官600人と対峙し抗争。	1人拘束。	IHT05.7.4
I	05年7月	製薬工場（浙江省新昌県）で7月初め爆発事故。同工場からの致死性物質流出への対策と健康診断経費要求の交渉中に農民が殴打さる。農民は地方政府に工場閉鎖を要求。地方政府は操業一時停止を命令。同時に農民を個別に訪問し説得を試行。その傍ら運転再開を許可したため、15,000人が抗議の実力行使。		NYT05.7.19
J	05年7月	道路新設のための農地収用（内蒙古通遼市）への異議申し立て無視、工事進捗に抗議し、村人2,000人が道路閉鎖。数百人の警官と抗争開始。村人が党書記を拘束。警官撤収。		<i>The Guardian</i> 05.7.29

K	05年8月29日	農民(湖南省桂陽県)2,000人が8月29日、村役場までデモ行進。同庁舎に押し入り、窓ガラス破壊。警官100人が鎮圧。同日早朝収穫後のタバコの葉を村外に運び売ろうとしていた農民2人の死亡につき、農民側が役人の暴行で殺されたと主張し、本抵抗に発展。同地ではタバコの葉の販売を村役場が独占していた。	2人死亡。	『読売新聞』平17.9.2
L	05年9月12日	腐敗疑惑の村長の解職を法律に基づき申し立て(広東省広州市太石(たいし)村)。法令所定の財政公開も要求。村の会計帳簿持ち去り阻止のため農民が村庁舎に泊まり込み。会計帳簿を持ち去りたい上級地方政府から派遣された警官と村人の対立が9月12日抗争化。9月9日から9月13日の間、温首相が現地を訪れ、広州市などと本事件につき協議。	拘束の村人多数。支援の人権活動家重傷。	DY05.11.27
M	05年12月6日	発電所建設(広東省汕尾市東州郷)目的の農地収用への異議申し立て無視に起因し、村人が道路閉鎖。12月6日配備された警官が発砲。12月8日省党書記が現地入り。官側3人を罷免。死亡した農民の遺族に対して市党書記から当局立ち会いで遺体を「直ちに」埋葬することに同意すれば遺体を返還し、50,000円を賠償すると申し出。解剖による死因の明確化を要望して遺族側は同意せず。	抵抗側見解では10~20人死亡、当局側見解では3人死亡。9人拘束。	SCMP05.12.13 DY05.12.22
N	06年1月14日	工場建設目的で収用された農地の補償が不十分として村人(広東省中山市三角鎮蟠龍村)と警官が対立し、1月14日、抗争。警官隊の殴打(抵抗側見解)または心臓麻痺(警官側見解)により傍らの少女1人が死亡。	18人怪我。	WSJ06.1.17
O	06年2月	土地収用に抵抗する農民(広東省梨山(音訳)村)と警官との間で抗争。	3人怪我。1人死亡(伝聞)。	Time誌 06.3.13
P	06年4月12日	稲作用水のため必要として長年陳情してきたが、奏功せず。やむなく農民が拠金により無許可で築造(05年10月)した水路を市当局(広東省汕頭市)が4月12日に警官600人を派遣し農民の抵抗を排除しつつ破壊。	婦人1人が催涙弾で重傷。	WP06.4.15
Q	06年6月	当局が農地を一方的に収用し住居建設を開始(広東省仏山市三州村)。異議申し立てを無視された村人が実力行使して住居建設工事を阻止。収用手続き再調査とゴロツキ200人が当局指示下にあるように見える理由の説明を要求。当局承諾で実力行使一旦中止。		DY06.6.29

R	06年7月 13日	農地収用のための補償資金の地元政府(遼寧省凌源市万元店鎮)による横領に憤り、村民2,000人が警官200人と7月13日、衝突。鎮の共産党書記が懲戒規則に基づき拘束された。	40人が重傷。	『日本経済新聞』平18.8.5 『産経新聞』平18.8.5
---	--------------	---	---------	----------------------------------

被害は明記しない限り、農民側被害。報道略号は次の通り。NYT: *New York Times* ; DY: *Daily Yomiuri*; WSJ: *Wall Street Journal*; SCMP: *South China Morning Post* ; WP: *Washington Post* ; HRIC: *Human Rights in China*; IHT: *International Herald Tribune*

【参考文献】

- (1) 天児慧ほか『岩波現代中国事典』(岩波書店 1999.5)
- (2) 清水美和『中国農民の反乱 - 昇竜のアキレス腱』(講談社 2002.7)
- (3) 興梠一郎『現代中国 グローバル化のなかで』(岩波新書 2002.8)
- (4) 巖善平『農民国家の課題 シリーズ現代中国経済2』(名古屋大学出版会 2002.10)
- (5) 加藤弘之「所得分配制度の新展開 - 農村税費改革に焦点を当てて」『中国における経済改革と経済協力』(国際金融情報センター 平15.2)
- (6) Thomas P. Bernstein, "Unrest in Rural China: A 2003 Assessment"  
<<http://repositories.cdlib.org/csd/2004-13>>
- (7) 李昌平著吉田富夫監訳北村稔・周俊訳『中国農村崩壊 - 農民が田を捨てる時』(日本放送出版協会 2004.6)
- (8) 王文亮『九億農民の福祉 - 現代中国の差別と貧困 - 』(中国書店 2004.10)
- (9) 天児慧『巨龍の胎動 毛沢東 vs 鄧小平』(講談社 2004.11)
- (10) 白石和良『農業・農村から見る現代中国事情』(家の光協会 2005.4)
- (11) 阿古智子「農村から見た中国の社会矛盾」(中国レポート(7))  
<<http://www.kaigisho.com/keizai/repo-to-7.html>>
- (12) 陳桂棣・春桃著納村公子・梶田雅美訳『中国農民調査』(文藝春秋 2005.11)
- (13) 興梠一郎『中国激流 13億のゆくえ』(岩波新書 2005.12)
- (14) Thomas Lum, "Social Unrest in China" (Congressional Research Service, May 8, 2006)  
<<http://www.fas.org/sgp/crs/row/RL33416.pdf>>

- 1 加藤弘之「所得分配制度の新展開 - 農村税費改革に焦点を当てて」『中国における経済改革と経済協力』(国際金融情報センター 平15.2) 115 頁
- 2 天児慧『巨龍の胎動 毛沢東 vs 鄧小平』(講談社 2004.11) 344 頁
- 3 天児同前 344 頁、加藤前述 116 頁
- 4 王文亮『九億農民の福祉 - 現代中国の差別と貧困 - 』(中国書店 2004.10) 229 頁、564 頁  
<[http://www.jetro.go.jp/china/shanghai/jp/business/kai faqu\\_problem/shatsnew/11...](http://www.jetro.go.jp/china/shanghai/jp/business/kai faqu_problem/shatsnew/11...)>
- 5 清水美和『中国農民の反乱 - 昇竜のアキレス腱』(講談社 2002.7) 86 頁
- 6 Thomas P. Bernstein, "Unrest in Rural China: A 2003 Assessment"  
<<http://repositories.cdlib.org/csd/2004-13>> 16 頁
- 7 Bernstein 同前 8 頁
- 8 Bernstein 同前 5 頁
- 9 Thomas Lum, "Social Unrest in China" (Congressional Research Service, May 8, 2006)  
<<http://www.fas.org/sgp/crs/row/RL33416.pdf>> 9 頁
- 10 巖善平『農民国家の課題 シリーズ現代中国経済2』(名古屋大学出版会 2002.10) 38 頁及び天児慧ほか『岩波現代中国事典』(岩波書店 1999.5)の「安徽省」「人民公社」「農家経営請負制」の項
- 11 巖同前 38 頁
- 12 天児『巨龍の胎動 毛沢東 vs 鄧小平』263 頁